

後援会会則

第1章 総則

第1条（本会の名称・目的）

当会は、久多良木隆幸選手後援会と称し、パラ陸上選手久多良木隆幸氏の選手としての活動と、氏が運営する「No Limit Oita」を支援する任意の非営利団体である。また当会会員間の交流・親睦を深めることを目的として、次の活動を行う。

- ① 久多良木隆幸選手の応援及び応援ツアーの企画・開催
- ② 久多良木隆幸選手の激励会・親睦会の開催
- ③ 会員となった者に対する会員証の発行、会員特典の付与
- ④ 当会の活動を周知するための広報活動
- ⑤ 久多良木隆幸選手参加による陸上競技教室・セミナー等の開催
- ⑥ 久多良木隆幸選手への寄付・スポンサー募集
- ⑦ 前各号に附帯する活動及び当会の目的達成のための活動

第2章 会員

第2条（入会）

当会の目的に賛同し、入会を希望する者は、在籍会員の推薦をもって当会の会員となることができる。

会員となることを希望するものは、別に定める入会申込書を当会に提出し、承認を受けなければならない。

当会は、前項により入会申込書を提出した者が、反社会的勢力その他当会会員となることが相応しくない者であると当会が判断した者は、入会を拒否することができる。

当会の会員となった者には、会員証を付与する。

第3条（会員の種別）

当会会員は、次の種別とする。

一般会員	18歳以上の個人
法人会員	法人またはその代表者を1名として扱う
	同一法人内に複数名の入会希望者がいた場合、代表者以外は一般会員として扱う

第4条（会費等）

会員は、次に定める年会費を当会に納めるものとする。

一般・法人会員	初年度	8,000円
	2年目以降	5,000円

*初年度会費納入時に、会員証を付与する

第5条（会員の遵守事項）

当会会員となった者は、次の事項を遵守しなければならない。

- ① 当会の目的を理解し、久多良木隆幸選手の支援を行うこと。
- ② 久多良木隆幸選手及びその親族への負担、迷惑となるような行為を行わないこと。
- ③ 当会から付与された会員証を第三者へ譲渡・貸与してはならない。
- ④ 当会から付与された特典を第三者へ譲渡してはならない。
- ⑤ 会員証を紛失した際は、速やかに当会へ届け出なければならない。
- ⑥ 前各号のほか当会会員として、その品位を害する一切の行為を行わないこと。

第6条（任意退会）

会員は、別に定める退会届を当会に提出し、任意に退会することができる。この場合には、既に納付済みの会費は返還しない。

第7条（除名）

当会は、会員に次に定める事由があると認めるときは、当該会員を除名することができる。

- ① 不正の目的をもって入会したとき
- ② 当会の名誉を毀損する行為をしたとき
- ③ 当会の目的に反する行為をしたとき
- ④ 第5条の遵守事項に違反したとき
- ⑤ 反社会的勢力その他当会の目的にそぐわない者であることが発覚したとき
- ⑥ その他当会が会員として不相当であると判断したとき

第8条（当然退会）

会員は、次に定める事由が生じたときは、当然に退会する。この場合には、既に納付済みの会費は返還しない。

- ① 会員が死亡又は解散したとき
- ② 2年以上会費を滞納したとき
- ③ 除名されたとき

第3章 役員

第9条（役員の設定）

当会には、次の役員を置く。

会長	1名
副会長	2名以上
会計	1名

以下は在籍状況等により選任する。

顧問	1名
その他（広報 等）	

第10条（役員を選任等）

会長及び副会長は、役員会の決議によって会員の中から選任する。

会計は、会長が指名し、役員会の承認によって選任する。

顧問は、会長が選任する。

第11条（役員職務）

会長は、当会を代表し、当会の業務を統括する。

副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときは会長業務を代行する。

会計は、当会の会計及び役員業務の業務執行を監査する。

顧問は、当会の諮問機関として当会の組織構成、運営方法等につき助言し、当会の活動を補助する。

第12条（解任）

役員は、正当な理由がある場合には、役員会決議をもって解任することができる。

第4章 総会

第13条（総会の開催）

当会は年に1回総会を開催するものとする。また、必要がある際には臨時で開催できるものとする。議長は会長または会長の委任を受けたものがこれにあたる。

第14条（議題）

総会では以下の事項について討議・議決する。

- ① 会則・活動内容の変更
- ② 会計収支報告
- ③ 役員を選任・解任
- ④ 解散
- ⑤ その他運営に関する重要項目

議決は出席者の過半数の承認をもって決する。同数の際は議長が決する。

第5章 会計

第15条（会計年度）

当会の会計年度は、毎年10月1日から9月30日までとする。

第16条（会計報告等）

当会の会計報告及び決算については、毎年会計年度終了後、会計報告書等を作成し、会計の監査を受けた上で、役員会の承認を受けなければならない。

第6章 解散及び清算

第17条（解散）

当会の存続を困難と判断する特別の事情が生じたときは、役員会全員一致の決議により、当会を解散することができる。

第18条（残余財産の帰属）

当会が清算をする場合において有する残余財産は、役員会の決議を経てその帰属先を決定する。

第7章 附則

第19条（最初の会計年度）

当会の最初の会計年度は、当会成立の日後の最初の9月30日までとする。

第21条（設立日）

令和4年10月28日とする。

以上のとおり会則を定める。